平成２２年（フ）第８００２号
大阪市都島区東野田町１丁目18番９号　東洋ハイツ302号
債務者　三好　峰夫
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８００７号
大阪府豊中市庄内西町２丁目20番14号
債務者　堤　　正博
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０１１号
大阪府守口市南寺方東通３丁目１番18―302号
債務者　石田　彰彦
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０２５号
大阪府豊中市寺内２丁目11番５―306号
債務者　**葺**澤ひとみ
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３９号
長崎県長崎市滑石５丁目４番67―101号
債務者　秀平　　学
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４８５号
長崎県長崎市戸町４丁目13番34号
債務者　松野尾敷之
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４９１号
長崎県長崎市弁天町１番17号　丸潮ビル６―６
債務者　佐藤　彰一
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４９２号
長崎県長崎市弁天町１番17号　丸潮ビル６―６
債務者　佐藤ひとみ
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５０３号
長崎県西彼杵郡長与町三根郷54番地228、旧住所大分県宇佐市大字東高家403番地
債務者　湊　久美子（旧姓安部）
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５１１号
長崎県長崎市昭和１丁目６番26号
債務者　植原　美里
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５２２号
長崎県長崎市小峰町６番１―408号
債務者　新里幸登志
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５３０号
長崎県西彼杵郡時津町元村郷913番地３　県営住宅Ｅ棟202号
債務者　渡辺　幸子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２６３号
札幌市南区藤野３条10丁目１番１号　パークハイム藤野102号、申立時の住所札幌市南区川沿３条３丁目４番28号
債務者　東　　淳子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３２５号
札幌市南区川沿６条２丁目２番５―102号
債務者　柄多　英慈
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４８０号
札幌市北区北26条西16丁目２番12号　Ｋ・Ｙハウス Ｄ号
債務者　植村まゆみ（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５０９号
札幌市手稲区曙12条１丁目６番３―603号
債務者　福原恵美子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８１１号
札幌市中央区南７条西12丁目３番30号　石田マンション２階８号
債務者　鈴木　　勉
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部